

令和3年10月5日

保護者の皆様へ

千葉県立佐倉南高等学校
校長 金田 一幸

緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について

日頃から本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本県を対象とした緊急事態宣言が令和3年9月30日(木)をもって解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念され、予断を許さない状況です。本校では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底の上、原則として通常の教育活動を実施し、感染リスクの高い活動の実施については、活動内容を工夫することにより感染拡大防止に努めてまいります。

つきましては、千葉県教育委員会からの通知により、緊急事態宣言の解除に伴う教育活動等について、下記のとおりとしますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、県内の感染状況等によって、変更することがあることを、御承知おきください。

記

1 基本的な学校運営の方針について

- ・緊急事態宣言の解除後、原則として通常日課とします。
- ・「学校における感染対策ガイドライン」を踏まえた感染対策を万全にした上で学校運営を継続します。

2 学習活動について

引き続き感染対策を徹底し、感染リスクの高い活動の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容を工夫します。

3 学校行事及び部活動について

(1) 学校行事

感染対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から活動の

内容を工夫するとともに、学校外の参加者について、行事の趣旨や目的を踏まえて最小限にします。

(2) 部活動

引き続き感染対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づいて実施します。なお、10月14日（木）までの2週間は移行期間として平日は放課後のみ90分以内、休日は昼食を挟まず3時間以内の活動とし、平日及び休日それぞれ1日以上の子休養日を設けます。

4 感染症対策における生徒への指導

- ・ 3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染対策を徹底します。特に会話する際は、原則としてマスクを着用します。
- ・ 登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には登校せず、自宅で休養してください。
- ・ 昼食時は自席における黙食を継続します。なお、昼食を含む飲食場面ではマスクを外す時間を飲食時のみとし、多人数で密集しない、向かい合わせ等にならない、飲食中は会話しない等についての指導を徹底します。
- ・ 部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になる可能性のある場所は、人数制限等を指導します。
- ・ 公共交通機関を利用する際は、基本的にマスクを着用し、会話を控えるよう指導します。
- ・ 登下校時における飲食店や遊興施設への立ち寄りを控えるよう指導します。

【担 当】

千葉県立佐倉南高等学校

教 頭 田 口 英 彦

電 話 043-486-1711